

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
川根設備工業(株)	笠間市安居 1798-1	2-013626

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 3年 9月 3日 ~ 令和 3年10月 2日 (1か月)

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事等

4. 事実概要

川根設備工業(株)の元代表者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反したことにより、令和3年4月19日、水戸地方裁判所から懲役10月(執行猶予3年)に処せられ、同5月7日にその裁判が確定した。

5. 指名停止理由

川根設備工業(株)の元代表者が法令に違反する行為を行ったことは、「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第15号アに該当する。

<指名停止等措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき イ、ウ (略)	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)